

# 肉用子牛生産者積立助成金交付要綱

- 平成 2 年 3 月 31 日付け農林水産省指令 2 畜 A 第 1000 号承認  
平成 2 年 3 月 31 日付け元畜団第 1698 号
- 一部改正 平成 4 年 3 月 31 日付け農林水産省指令 4 畜 A 第 694 号承認  
平成 4 年 3 月 31 日付け 3 畜団第 1776 号
- 一部改正 平成 6 年 8 月 2 日付け農林水産省指令 6 畜 A 第 1749 号承認  
平成 6 年 8 月 2 日 6 畜団第 665 号
- 一部改正 平成 7 年 3 月 17 日付け農林水産省指令 7 畜 A 第 758 号承認  
平成 7 年 3 月 17 日付け 6 畜団第 1735 号
- 一部改正 平成 8 年 10 月 1 日付け 8 農畜団第 38 号
- 一部改正 平成 11 年 7 月 14 日付け農林水産省指令 11 畜 A 第 1610 号承認  
平成 11 年 7 月 14 日付け 11 農畜団第 914 号
- 一部改正 平成 12 年 12 月 25 日付け農林水産省指令 12 畜 A 第 3501 号承認  
平成 12 年 12 月 25 日付け 12 農畜団第 2081 号
- 一部改正 平成 14 年 4 月 25 日付け農林水産省指令 14 生畜第 534 号承認  
平成 14 年 4 月 30 日付け 14 農畜団第 220 号
- 一部改正 平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 197 号
- 一部改正 平成 26 年 3 月 28 日付け 25 農畜機第 5388 号
- 一部改正 平成 27 年 3 月 18 日付け 26 農畜機第 5323 号
- 一部改正 令和 3 年 3 月 30 日付け 2 農畜機第 7341 号
- 一部改正 令和 5 年 3 月 30 日付け 4 農畜機第 7320 号

## 第 1 趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により行う生産者積立助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、法、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和 63 年政令第 347 号）、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第 46 号）、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年 1 月 21 日付け元畜 A 第 3462 号農林水産事務次官依命通達）、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年 1 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長通達。以下「運用通達」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行

令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 助成金の交付

機構は、法第6条第2項の規定に基づき、指定協会に対し、予算の範囲内で、その生産者積立金の一部に充てるため、助成金を交付するものとする。

## 第3 助成金の金額

機構が交付する助成金の金額は、指定協会ごとに、その生産者積立金の積立てに要する経費（保証基準価格及び合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、当該肉用子牛の品種別に生産者積立金の積立てに要する経費を合算した額）の2分の1以内とする。

## 第4 助成金の交付手続

### 1 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする指定協会は、生産者積立金積立計画を作成の上、原則として、毎年度5月31日までに、別紙様式第1号により、生産者積立助成金交付申請書を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

### 2 助成金の交付決定変更承認

指定協会は、助成金の交付決定が行われた後において、生産者積立金積立計画の変更又は生産者積立金の積立ての中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号により、生産者積立助成金交付決定変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

### 3 助成金の交付

- (1) 理事長は、生産者補給金の交付が円滑に行われるため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内であって、かつ、運用通達第2の3の(1)の契約肉用子牛（以下「契約肉用子牛」という。）の頭数に応じて、助成金の概算払を行うことができるものとする。
- (2) 指定協会は、助成金の概算払請求をしようとする場合には、原則として毎年度、前年度の第4四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については6月10日までに、第1四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については9月10日までに、第2四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については12月10日までに、第3四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については翌年の3月10

日までに、それぞれ別紙様式第3号により、生産者積立助成金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 実績報告等

- (1) 指定協会は、毎年度、当該年度に機構から受ける助成金の交付が完了したときは、その完了した日から起算して1か月を経過した日又は助成金の交付決定若しくは第7の1の機構分生産者積立準備金の繰入承認のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号により生産者積立金積立実績（精算）報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 指定協会は、毎年度、6月30日現在の生産者積立金の積立状況については7月31日までに、9月30日現在の生産者積立金の積立状況については10月31日までに、12月31日現在の生産者積立金の積立状況については翌年の1月31日までに、翌年の3月31日現在の生産者積立金の管理状況については翌年度の4月20日までに、それぞれ別紙様式第5号により生産者積立金管理（積立）状況報告書を理事長に提出するものとする。
- (3) 指定協会は、毎年度、原則として7月31日までに、前年度の3月31日現在における生産者積立金の額、概要等について、別紙様式第6号により、ホームページへの掲載等適切な手段により公表するものとする。

#### 第5 提出書類の都道府県の経由

指定協会は、この要綱の規定により理事長に提出する書類については、都道府県を経由して理事長に提出するものとする。

#### 第6 帳簿等の整備保管等

- 1 指定協会は、この助成金の経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとし、その保存期間は助成金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 前項に基づき整備保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 3 理事長は、この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について、必要に応じ、指定協会に対し、報告を求めることができるものとする。

## 第7 生産者積立準備金の管理

- 1 指定協会は、「肉用子牛価格安定事業の廃止等に伴う助成実施要綱の一部改正等について」（平成2年3月20日元畜団第1626号）の記の3の規定に基づき繰り入れられた生産者積立準備金及び運用通達第1の2の（3）のただし書の規定に基づき繰り入れられた生産者積立準備金（機構の助成金の充当に係る部分をいう。以下「機構分生産者積立準備金」という。）については、運用通達第1の2の（7）及び（8）の規定に基づき管理するものとする。
- 2 機構分生産者積立準備金の繰り入れについては次のとおりとする。
  - （1）指定協会は、機構分生産者積立準備金を生産者積立金に繰り入れる場合には、別紙様式第1号及び第1号の2により生産者積立準備金繰入承認申請書を提出し、理事長の承認を得て、契約肉用子牛の頭数に応じて繰り入れるものとする。

なお、機構分生産者積立準備金を生産者積立金に繰り入れた場合には、別紙様式第3号及び第3号の2により、生産者積立準備金繰入状況報告書を第4の3の（2）の規定に定める期日までに理事長に提出するものとする。
  - （2）指定協会は、生産者積立準備金の繰入れ承認が行われた後において、生産者積立金積立計画の変更又は生産者積立金の積立の中止若しくは廃止をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号及び第2号の2により、生産者積立準備金繰入変更承認申請書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。
- 3 2により機構分生産者積立準備金から生産者積立金に繰り入れた金額は、機構から交付された助成金とみなすものとする。

## 第8 電子情報処理組織による申請等

- 1 指定協会は、第4の1の規定による交付申請、第4の2の規定による交付決定変更、第4の3の（2）の規定による概算払請求、第4の4の（1）の規定による実績報告及び第4の4の（2）の規定による管理状況報告（以下「交付申請等」という。）を行うに当たっての都道府県を經由しての理事長への提出（以下「交付申請等の都道府県経由」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等の都道府県経由を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等の

都道府県経由に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 指定協会及び都道府県は、1の規定により交付申請等の都道府県経由を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等の都道府県経由を行った指定協会及び都道府県に対する通知、承認、指示及び命令については、指定協会及び都道府県が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができるものとする。
- 4 指定協会及び都道府県が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等の都道府県経由を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則（平成2年3月31日付け元畜団第1698号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成4年3月31日付け3畜団第1776号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月2日付け6畜団第665号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月17日付け6畜団第1735号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

本要綱の別紙様式については、以下の場合により、それぞれの様式を作成することとする。

- 1 生産者積立金の積立を全額生産者積立助成金の交付により行う場合又は生産者積立助成金の交付及び生産者積立準備金からの繰入れにより行う場合  
別紙様式第1号 生産者積立助成金交付申請書  
別紙様式第2号 生産者積立助成金交付決定変更承認申請書

別紙様式第3号 生産者積立助成金概算払請求書

別紙様式第4号 生産者積立金積立実績（精算）報告書

2 生産者積立金の積立を全額生産者積立準備金からの繰入れにより行う場合

別紙様式第1号の2 生産者積立準備金繰入承認申請書

別紙様式第2号の2 生産者積立準備金繰入変更承認申請書

別紙様式第3号の2 生産者積立準備金繰入状況報告書

別紙様式第4号の2 生産者積立準備金管理状況報告書

附 則（平成11年7月14日付け11農畜団第914号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成11年5月25日から適用する。

附 則（平成12年12月25日付け12農畜団第2081号）

この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成12年12月8日から適用する。

附 則（平成14年4月30日付け14農畜団第220号）

1 この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用するものとする。

2 肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第5項の規定により平均売買価格の算出の単位となる期間の特例措置が定められている場合には、要綱第4の3の（2）の中「毎年度、前年度の第4四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については6月10日までに、第1四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については9月10日までに、第2四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については12月10日までに、第3四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については翌年の3月10日までに、」とあるのは「毎月、当該月に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については翌月末日までに、」とする。

附 則（平成14年10月24日付け14農畜団第1455号）

1 この要綱の改正は、農林水産大臣の承認のあった日から施行し、平成14年10月1日から適用するものとする。

2 肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第5項の規定により平均売買価格の算出の単位となる期間の特例措置が定められている場合には、要綱第4の1中「別紙様式第1号」とあるのは「附則様式第1号」と、第4の3の

(2) 中「毎年度、前年度の第4四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については6月10日までに、第1四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については9月10日までに、第2四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については12月10日までに、第3四半期に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については翌年の3月10日までに、」とあるのは「毎月、当該月に係る契約肉用子牛の頭数に応じた助成金については翌月末日までに、」と、「別紙様式第3号」とあるのは「附則様式第2号」と、第4の4の(1)中「別紙様式第4号」とあるのは「附則様式第3号」と、第4の4の(2)中「別紙様式第5号」とあるのは「附則様式第4号」とする。

附 則 (平成15年10月1日付け15農畜機第197号)  
この要綱の改正は、平成15年10月1日から適用するものとする。

附 則 (平成26年3月28日付け25農畜機第5388号)  
この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日付け26農畜機第5323号)  
この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日付け2農畜機第7341号)  
この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日付け4農畜機第7320号)  
この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

生産者積立助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年度において、下記のとおり生産者積立金の積立てに要する経費として、生産者積立助成金 円を交付されたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第4の1の規定により申請します。

併せて、別紙の機構分生産者積立準備金からの繰入予定額の範囲内において、当協会の契約肉用子牛の頭数に応じて、生産者積立金に繰り入れすることを、同要綱第7の2の規定により承認願います。

記

- 1 生産者積立金積立計画  
別紙のとおり
- 2 生産者積立助成金交付申請額の積算基礎  
別紙のとおり
- 3 生産者積立助成金交付申請額 円  
生産者積立準備金繰入承認申請額 円

(注) 生産者積立金の積立てに当たり、その一部を生産者積立準備金から繰り入れする場合には、本文に括弧書きを追加し、生産者積立準備金繰入申請を併せて行うこと。



別紙様式第1号の別紙

1 生産者積立金積立計画

保証基準 価格の 品種区分	①契約肉用 子牛見込 頭数	②生産者積立 金単価	③生産者 積立金 積立額 (①×②)	生産者積立金積立額の内訳				
				機構以外の者				⑤機構 (③×1/2 又は ③－④のいず れか低い額)
				都道府県	生産者	その他 ( )	④計	
	頭	円/頭	円	円	円	円	円	円
合 計		—						*
割 合	—	—	100%	%	%	%	%	%

(注) 契約肉用子牛見込頭数は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間の契約肉用子牛の見込頭数を記入すること。

2 生産者積立助成金交付申請額の積算基礎

(単位：円)

保証基準価格 の品種区分	生産者積立金積立額 のうち機構の積立 必要額 ①	機構分生産者積立準備金			生産者積立助成金 交付申請額 (①－③)
		②期首残高	③当期繰入予定額	期末残高 (②－③)	
合 計	*				

(注) 1 1の\*印の額と2の\*印の額は一致する。

2 機構分生産者積立準備金から当期繰入予定額の積算の考え方、繰入時期、繰入回数を記述したものを添付すること。

3 生産者分及び都道府県分の生産者積立準備金から生産者積立金への繰入の考え方、繰入時期、繰入回数を記述したものを添付すること。

(別紙様式第1号の2)

生産者積立準備金繰入承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年度において、別紙のとおり、生産者積立準備金（独立行政法人農畜産業振興機構の生産者積立助成金の充実に係る部分）からの繰入予定額の範囲内において、当協会の契約肉用子牛の頭数に応じて、生産者積立金に繰り入れすることを承認願いたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第7の2の規定により申請します。

記

- 1 生産者積立金積立計画
- 2 生産者積立準備金繰入承認申請額の積算基礎
- 3 生産者積立準備金繰入承認申請額 円

- (注) 1 生産者積立金の積立てに当たり、生産者積立準備金から繰り入れるとともに、生産者積立助成金の交付を申請する場合には、別紙様式第1号により生産者積立助成金交付申請書（生産者積立準備金繰入承認申請を含む。）を提出すること。
- 2 記の1及び2については、別紙様式第1号の別紙の1及び2に準じて作成すること。

(別紙様式第2号)

生産者積立助成金交付決定変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった令和 年度の生産者積立助成金については、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第4の2の規定により申請します。

併せて、令和 年 月 日付け 第 号により繰入承認通知のあった令和 年度の生産者積立準備金（独立行政法人農畜産業振興機構の生産者積立助成金の充当に係る部分）から生産者積立金への繰入れについては、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第7の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
  - 2 変更の内容（交付決定通知の内容と変更後の内容を2段書きし、変更に係る部分について変更前を（ ）書きで上段に記載する。）
    - (1) 生産者積立金積立計画
    - (2) 生産者積立助成金交付申請の積算基礎
    - (3) 生産者積立助成金交付申請額 円  
生産者積立準備金繰入承認申請額 円
- (注) 1 生産者積立金の積立てに当たり、その一部を生産者積立準備金から繰り入れ承認を受け、その額を変更する場合にあっては、本文に括弧書きを追加し、生産者積立準備金繰入変更承認申請を併せて行うこと。
- 2 記の2の(1)及び(2)については、別紙様式第1号の別紙の1及び2に準じて作成すること。

(別紙様式第2号の2)

生産者積立準備金繰入変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により繰入承認通知のあった令和 年度の生産者積立準備金（独立行政法人農畜産業振興機構の生産者積立助成金の充当に係る部分）から生産者積立金への繰入れについては、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第7の2の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（繰入承認通知の内容と変更後の内容を2段書きし、変更に係る部分について変更前を（ ）書きで上段に記載する。）
  - (1) 生産者積立金積立計画
  - (2) 生産者積立助成金交付申請の積算基礎
  - (3) 生産者積立準備金繰入承認申請額 円

(注) 1 別紙様式第1号により生産者積立準備金繰入承認及び生産者積立助成金交付決定を受けた指定協会にあっては、別紙様式第2号により生産者積立助成金交付決定変更承認申請書（生産者積立準備金繰入変更承認申請を含む）を提出すること。

2 記の2の(1)及び(2)については、別紙様式第1号の別紙の1及び2に準じて作成すること。

(別紙様式第3号)

生産者積立助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった生産者積立助成金について、下記により令和 年 1月～ 月分の生産者積立助成金 円を概算払により支払われたく、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第4の3の規定により請求します。

併せて、令和 年 月 日付け 第 号により繰入承認通知のあった生産者積立準備金（独立行政法人農畜産業振興機構の生産者積立助成金の充当に係る部分）からの生産者積立金への繰り入れについて、令和 年 1月～ 月の契約肉用子牛の頭数に応じて生産者積立金に繰り入れましたので、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第7の2の規定により報告します。

記

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1 生産者積立金積立状況        | 別紙のとおり    |
| 2 契約肉用子牛頭数の内訳       | 別紙のとおり    |
| 3 契約肉用子牛に係る負担金の納付状況 | 別紙のとおり    |
| 4 機構分生産者積立準備金の管理状況  | 別紙のとおり    |
| 5 概算払請求額 円          |           |
| 6 振込先金融機関名等         |           |
| (1) 金融機関名           | 〇〇銀行 〇〇支店 |
| (2) 預金の種類           |           |
| (3) 口座番号            |           |
| (4) 口座名義            |           |

(注) 生産者積立金の積立てに当たり、その一部を生産者積立準備金から繰り入れ承認を受け、繰入れを行った場合にあっては、本文に括弧書きを追加し、生産者積立準備金繰入状況報告を併せて行うこと。

別紙様式第3号の別紙

1 生産者積立金積立状況（令和 年1月～令和 年 月）

区分 保証 基準価 格の品 種区分	年度 生産者積 立助成金 交付決定 額 (円)	① 契約肉用 子牛頭数 (頭)	② 生産者積 立金単価 (円/頭)	③ 生産者積 立金積立 所要額 (①×②) (円)	生産者積立金積立所要額の内訳							今 回 概算払 請求額 ⑥ (⑤-⑦) (円)	既 概算払 受領額 ⑦ (円)
					機構以外の者 (円)				機構 (円)				
					都道 府県	生産者	その他 ( )	④ 計	⑤ 助成金	準備金 繰入額	計		
合 計		—											

(注) 1 「生産者積立金積立所要額の内訳」の「機構」の「計」の欄には、(③×1/2)又は(③-④)のいずれか低い額を記入すること。

2 「生産者積立金積立所要額の内訳」の「機構」の「準備金繰入額」の欄には、機構分生産者積立準備金から生産者積立金へ繰り入れられた額を記入すること。

2 契約肉用子牛頭数の内訳（令和 年）

（単位：頭）

保証基準 価格の 品種区分	内 訳	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計	合 計	
	契約肉用子牛頭数																	
	うち今回の概算払請求に係る頭数																	
	契約肉用子牛頭数																	
	うち今回の概算払請求に係る頭数																	

（注）合計欄の品種区分別契約肉用子牛頭数は、上記1の生産者積立金積立状況の①の品種区分別契約肉用子牛頭数と一致すること。



3 契約肉用子牛に係る負担金の納付状況（準備金からの繰入を含む）

（単位：頭）

保証基準 価格の 品種区分	内 訳	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	12月	小計	合計
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											

4 機構分生産者積立準備金の管理状況

(単位：円)

区分 保証 基準 価格 の品 種区分	機構分生産者 積立準備金か ら生産者積立 金への繰入承 認額	期首の生産者積 立準備金の残高 (令和 年4月 1日現在) ①	生産者積立金への 繰入額 (令和 年1月～ 令和 年 月) ②	償還円滑化積立 金への繰入額 ③	機構への返還額 ④	運 用 益 ⑤	繰入れ後の生産者 積立準備金の残高 (令和 年 月 日現在) ①-②-③-④+⑤

(注) 1 生産者積立金への繰入額は、上記1の生産者積立金積立所要額の内訳欄の機構の「準備金繰入額」と一致すること。

2 表の③及び④は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年12月21日元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達)第1の2の(8)のただし書によるものとする。

(別紙様式第3号の2)

生産者積立準備金繰入状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地

〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により繰入承認通知のあった生産者積立準備金（独立行政法人農畜産業振興機構の生産者積立助成金の充当に係る部分）からの生産者積立金への繰り入れについて、令和 年1月～ 月の契約肉用子牛の頭数に応じて、生産者積立金に繰り入れましたので、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第7の2の規定により報告します。

記

- 1 生産者積立金積立状況
- 2 契約肉用子牛頭数の内訳
- 3 契約肉用子牛に係る負担金の納付状況
- 4 機構分生産者積立準備金の管理状況

- (注) 1 別紙様式第1号により生産者積立準備金繰入承認及び生産者積立助成金交付決定を受けた指定協会にあっては、別紙様式第3号により生産者積立助成金概算払請求書（生産者積立準備金繰入れ報告を含む）を提出すること。
- 2 記の1、2、3及び4については、別紙様式第3号の別紙の1、2、3及び4に準じて作成すること。

(別紙様式第4号)

生産者積立金積立実績(精算)報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地  
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年度における生産者積立金の積立については、下記のとおり完了したので、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第4の4の(1)の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

なお、併せて精算金 円の交付を請求します。

記

- 1 生産者積立金積立実績総括表  
別紙のとおり
- 2 契約肉用子牛頭数の内訳  
別紙のとおり
- 3 生産者積立助成金精算実績  
別紙のとおり
- 4 契約肉用子牛に係る負担金の納付状況  
別紙のとおり
- 5 生産者積立準備金の管理状況  
別紙のとおり
- 6 振込先金融機関名等
  - (1) 金融機関名 〇〇銀行 〇〇支店
  - (2) 預金の種類
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義

別紙様式第4号の別紙

1 生産者積立金積立実績総括表

保証基準価格の品種区分	①契約肉用子牛頭数	②生産者積立金単価	③生産者積立金積立額 (①×②)	生産者積立金積立額の内訳				
				機構以外の者				機構
				都道府県	生産者	その他( )	④計	
	頭	円/頭	円	円	円	円	円	円
合計		—						
割合	—	—	100%	%	%	%	%	%

(注) 契約肉用子牛頭数は、前年度の1月1日から当年度の12月31日までの間の契約肉用子牛の頭数を記入すること。

2 契約肉用子牛頭数の内訳 (令和 年)

(単位：頭)

保証基準価格の品種区分	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	...	12月	小計	合計

(注) 合計欄の品種区分別頭数は、上記1の生産者積立金積立実績総括表の①の品種区分別契約肉用子牛頭数と一致すること。

### 3 生産者積立助成金精算実績

(1) 総括表 (令和 年 4 月～令和 年 3 月)

(単位：円)

保証基準 価格の 品種区分	①機構の生産者 積立金積立必 要額	②機構分生産者積 立準備金から生 産者積立金へ繰 入れた金額	③生産者積立助成金交 付必要額(機構分) (①-②)
合 計			*

(2) 生産者積立助成金精算額

(単位：円)

①生産者 積立助 成金交 付決定 額	②生産者積 立助成金 交付必要 額 (機構分) ( 年 4 月～ 年 3 月)	生産者積立助成金の概算払受領額			④生産者積 立助成金 の精算額 (②-③)
		第 1 回 ( 年 月～ 年 月 登録分)	第 2 回 ( 年 月～ 年 月 登録分)	③合計	
	*				

(注) ②の\*の額と(1)の③の\*印の額は一致する。

4 契約肉用子牛に係る負担金の納付状況（準備金からの繰入を含む）

（単位：頭）

保証基準 価格の 品種区分	内 訳	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	12月	小計	合計
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											
	契約肉用子牛											
	納 入											
	未 納											
	未請求											

（注）負担金の納入があった品種区分別の契約肉用子牛の頭数は、2の契約肉用子牛頭数の内訳と一致すること。

5 生産者積立準備金の管理状況（令和 年4月～令和 年3月）

（単位：円）

区分		期首の生産者積立準備金の残高 (令和 年4月1日現在) ①	生産者積立金への繰入額 ②	特別の積立金より繰入額 ③	返還額 ④	償還円滑化積立金への繰入額 ⑤	運用益 ⑥	期末の生産者積立準備金の残高 (令和 年3月31日現在) ①-②+③-④-⑤+⑥
生産者分								
	計							
都道府県分								
	計							
機構分								
	計							
合計								

(注) 1 表の③、④及び⑤は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」  
(平成元年12月21日畜産A第3463号農林水産省畜産局長通達)第1  
の2の(8)のただし書によるものとする。

2 運用通達第1の2の(3)のただし書により、業務対象年間終了時に生産者積立金からの繰入れがある場合には、①に該当する金額を括弧書き(外数)で記入すること。



(別紙様式第5号)

生産者積立金管理（積立）状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

所在地  
〇〇〇県肉用子牛価格安定基金協会  
代表者氏名

令和 年 月 日現在における、令和 年度の生産者積立金管理（積立）状況について、肉用子牛生産者積立助成金交付要綱第4の4の(2)の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 生産者積立金の管理（積立）状況  
別紙のとおり
- 2 契約肉用子牛頭数の内訳  
別紙のとおり

別紙様式第5号の別紙

1 生産者積立金の管理（積立）状況

(単位：円)

品 種 区 分	令和 年度 期首残高 (4/1 現在)	生産者積立金の増減 (令和 年4月1日～令和 年 月 日)															令和 年 月 日 現在の 生産者 積立金 の残高	
		増											減					
		生産者分				都道府県分			機構分				合計 (※)	果実 収入	他の資 金から の繰入 額	生産者 補給金 交付額		他の資 金への 繰入額
		生産者 積立準 備金か ら繰入	負担金	生産者 補給金 返還額	計	生産者 積立準 備金か ら繰入	助成金	計	生産者 積立準 備金か ら繰入	助成金	計							
	①												②	③	④	⑤	⑥	⑦
計																		

- (注) 1 期首残高及び3月31日現在の残高は、該当する年度の決算の期首残高及び期末残高と一致すること。
- 2 当該年度の契約肉用子牛頭数に係る生産者積立金の増減を記入すること。3月31日現在の残高に未収金又は未払金がある場合には、これを下段の（ ）内に内数として記入すること。計算式 ①+②+③+④-⑤-⑥=⑦
- 3 3月31日現在の生産者積立金の管理状況報告の場合は、金融機関による残高証明書、預金通帳、預金証書等又はその写しを添付すること。

2 生産者積立金の造成に係る契約肉用子牛

(単位：円、頭)

品種区分	生産者積立金収入額 (※)	負担区分	1月	2月	3月	小計	4月	5月	6月	小計	7月	8月	小計	12月	小計	合計
		生産者分														
		都道府県分														
		機構分														
		生産者分														
		都道府県分														
		機構分														
計		生産者分														
		都道府県分														
		機構分														

(注) 1 3月31日現在の残高に未収金がある場合は、当該未収金に係る対象頭数を下段の( )内に内数として記入すること。

2 ※の数値は、1の生産者積立金の管理(積立)状況の※の数値と一致すること。

(別紙様式第 6 号)

生産者積立金に関する基本的事項の公表

法人名	
生産者積立金の額 (うち機構助成金相当額)	百万円 ( 百万円)
生産者積立金の概要	肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年法律第 98 号)第 6 条の、「平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」
業務対象年間	令和 ~ 年度
見直しの時期	令和 年度

- (注) 1 : 生産者積立金の額は、令和 年度末残高
- 2 : 業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」(平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長通知)に規定され、業務対象年間終了時に残額がある場合は全額を返還
- 3 : 見直しの時期は、次期業務対象年間の開始時であり、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、必要に応じ変更